

議案第92号

磐田市長及び磐田市議会議員選挙公報発行条例の一部を
改正する条例の制定について

磐田市長及び磐田市議会議員選挙公報発行条例の一部を改正する条例を
別紙のように制定するものとする。

令和6年11月25日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市長及び磐田市議会議員選挙公報発行条例の一部を改正する条例

磐田市長及び磐田市議会議員選挙公報発行条例（平成17年磐田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「掲載文2通」を「掲載文」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の磐田市長及び磐田市議会議員選挙公報発行条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までに告示された選挙については、なお従前の例による。

磐田市長及び磐田市議会議員選挙公報発行条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(掲載の申請)</p> <p>第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その<u>掲載文2通</u>を添えて、委員会に対し、当該選挙の期日の告示があった日に文書で申請しなければならない。</p>	<p>(掲載の申請)</p> <p>第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その<u>掲載文</u>を添えて、委員会に対し、当該選挙の期日の告示があった日に文書で申請しなければならない。</p>